

指 名 停 止 業 者

商 号	所 在 地	指 名 停 止 期 間	指 名 停 止 理 由
ニチレキ株式会社	東京都千代田区九段北4-3-29	令和元年7月9日から 令和元年10月8日まで (3か月)	ニチレキ株式会社は、舗装用改質アスファルトの製造販売において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を行っていたとして、令和元年6月20日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 この事実は、高松市指名停止等措置要綱別表第13号に該当する。